

平成 26 年度 厚生労働科学研究費補助金
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (健やか次世代育成総合研究事業))
「今後的小児慢性特定疾患治療研究事業のあり方に関する研究」
分担研究報告書

悪性新生物疾患における小児慢性特定疾患治療研究事業の見直しに関する検討

研究分担者：小原 明（東邦大学医療センター大森病院 病院長）

研究要旨 小児慢性特定疾病の登録管理データの解析結果、ならびにこれまでの研究成果、厚生労働省の検討委員会における方針等を踏まえて、厚生労働省、日本小児科学会小児慢性疾患委員会および関連学会・研究会と連携しながら、小児慢性特定疾病治療研究事業の対象の見直し案、医療意見書の改定案に関して検討した。

本分担研究報告書では、悪性新生物群に関する研究について報告する。

研究協力者：

掛江 直子（国立成育医療研究センター
小児慢性特定疾病情報室長・
生命倫理研究室長）
盛一 享徳（国立成育医療研究センター）
茂木 仁美（国立成育医療研究センター）
白井 夕映（国立成育医療研究センター）
森 臨太郎（国立成育医療研究センター
政策科学研究部長）
横谷 進（国立成育医療研究センター
副院長）
日本小児科学会 小児慢性疾患委員会

A. 研究目的

小児慢性特定疾患治療研究事業においては本研究では、客観的な基準と社会における情勢に基づき、小児慢性特定疾病治療研究事業が適正かつ公平・公正に運用されるために、主として医学的な立場から専門的情報を示すことを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、以下に示す検討体制により、以下に示すプロセスにて実施された。

1) 平成 25 年 3 月に「小児慢性疾患委員会」が、日本小児科学会のもとに設置された。この委員会は、小児の慢性疾患を扱う関連分科会・研究会、および関係する外科系の学会などから推薦を受けた代表者で構成され、その構成員の多くが本研究班の研究分担者も務めている。

2) この「小児慢性疾患委員会」により、以下の 4 項目について、全体的な方向性が検討された。すなわち、社会保障審議会・児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会で示された「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」を基本とし、厚生労働省母子保健課等と連携することにより、検討が進められた。

-
1. 旧制度において名称が不適切な対象疾患の洗い出しと整理
 2. 旧制度における対象基準と合致する重症度の整理
 3. 各対象疾患に対する適切な大分類・細分類名の選択
 4. 新規対象疾患の列挙と各々に 4 要件に適合する根拠
-
- 3) 本分担研究においては、「小児慢性疾患委員会」における全体の方向性を踏まえ、小児

慢性特定疾病の登録管理データの解析結果やこれまでの研究成果、社会的情勢も勘案し、日本小児血液・がん学会、日本小児神経外科学会における専門家集団を形成して、上記の4項目について具体的な作業を行った。

4) 専門家集団から洗い出された疾患や項目のリストに関して、再び小児慢性疾患委員会において点検した。こうして日本小児科学会小児慢性疾患委員会と本研究班の連携により最終的な項目案を作成した。

(倫理面への配慮)

本研究は理論的研究であり、公開されている情報のみを利用したため、特別な倫理的配慮は必要ないものと判断した。

C. 研究結果と考察

検討の結果を、項目ごとに得られた情報に考察を付して以下に示す。

1) 旧制度において名称等が不適切な対象疾患の洗い出しと整理（表1参照）

旧制度において用いられた疾患名称（告示疾患名）が、現時点では医学的に不適切と考えられる対象疾患を洗い出し、その削除、または候補になる新名称を表1に示した。名称変更の理由としては、新しい病因・病態の解明に伴い、疾患概念が変化した疾患が多くを占めた。

2) 旧制度における対象基準に基づいた新制度における対象基準の整理（表2参照）

名称と同様に、検査方法の進歩や小児特異的な病態生理の解明に加えて新制度における考え方に基づいて、新しい対象基準を検討し、その結果を表2に示した。

悪性新生物群においては、旧制度から対象基準を変更した疾患はなかった。

3) 対象疾患に対する適切な大分類・細分類名

の整理（表3参照）

1) に記載したような疾患概念の変化を考慮しつつ、すべての告示疾患の名称について再検討した。その結果を、新たに導入する「大分類名」および「細分類名」に正確に反映させて、合理的な疾患名を提示した。

悪性新生物群においては、旧制度における告示疾病名を整理し、大きく血液腫瘍、 固形腫瘍、中枢神経腫瘍にまとめ、また旧制度において告示 55 「1から54までに掲げるもののほか、悪性腫瘍である旨を明示するすべての疾患名、芽腫（肉芽腫を除く。）又は芽細胞腫である旨を明示するすべての疾患名、癌である旨を明示するすべての疾患名、肉腫である旨を明示す」とされていた包括病名に内包されていた疾患のうち、比較的小児に多いと思われる疾患を細分類名に明示した。

4) 新規対象疾患の列挙と四要件との適合性の評価

社会保障審議会・児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会による「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」で示された4要件（①慢性に経過する、②生命を長期にわたって脅かす、③長期に生活の質を低下させる、④長期の高額な医療の負担が続くこと）に合致する、旧制度には含まれていなかった疾患の候補を、広く検索した。医学的な判断に加えて社会的な情勢を踏まえて、それらの候補を十分に検討した結果、新規対象疾患として表4に示したような疾患が挙げられた。

悪性新生物群においては、該当する疾患はなかった。

D. 結論

日本小児科学会の 小児慢性疾患委員会、関連学会・分科会と本研究班が緊密な連携を取ることで、広く多様な領域の多数の疾患に関して、短い期間で可能な限り幅広い総意形成

を実現し、客観的な基準と社会における情勢に基づいて、専門的情報を示すことができた。この成果は、小児慢性特定疾病治療研究事業の適正かつ公正な運用に資することができる。

一方では、多くの関係者の高い使命感とほとんど無償の時間外労働によって支えられた結果であるとの指摘もある。このような大きな政策転換においては、基礎情報の整理など長期の準備が必要となるため、本事業を含めて、今後の成育医療における政策転換においては、少なくとも3年以上かけた入念な準備期間と体制整備が必要であることが改めて認識された。

E. 参考文献

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）」平成25年12月
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-katsukan/sanjikanshitsu-shinkai/0000032599.pdf>

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表1-1

告示番号	旧制度 告示疾患名	整理区分	改定案 変更内容	
			告示整理	告示削除
1	悪性カルチノイド	「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請	告示整理 「25：血球食性リノン組織球症」「26：24及び25に掲げるもののほか、組織球症」などで申請	告示整理 近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになつたため
4	悪性細胞網症		告示整理 「25：血球食性リノン組織球症」「26：24及び25に掲げるもののほか、組織球症」などで申請	告示削除 近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになつたため
5	悪性マクログロブリン血症			告示整理 「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」で申請
7	アスキン腫瘍		告示整理 「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」で申請	告示整理 「25：血球食性リノン組織球症」で申請
10	家族性赤血球食性細胞網症		告示整理 原病となる疾患で申請	告示整理 「25：血球食性リノン組織球症」で申請
12	悪性腹膜炎		告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、「リソバ腫」」で申請	告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、「リソバ腫」」で申請
14	菌状息肉腫		告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、「リソバ腫」」で申請	告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、「リソバ腫」」で申請
15	形質細胞腫		告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請	告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請
17	好酸球性肉芽腫		告示整理 近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになつたため	告示整理 「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」「86：未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）」（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）などで申請
18	骨髓腫		告示整理 「91：70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍」で申請	告示整理 「91：70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍」で申請
23	神経上皮腫		告示整理 「52：未分化胚細胞腫」で申請	告示整理 「52：未分化胚細胞腫」で申請
28	筋上皮腫		告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、「リソバ腫」」で申請	告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、「リソバ腫」」で申請
30	精上皮腫		告示整理 近年は、使われなくなった疾患名・疾患概念のため	告示整理 近年は、使われなくなった疾患名・疾患概念のため
32	セガリー（Sizary）症候群		告示整理 「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請	告示整理 「16：1から15までに掲げるもののほか、白血病」で申請
33	赤血病		告示整理 「18：成熟B細胞リソバ腫」で申請	告示整理 「18：成熟B細胞リソバ腫」で申請
35	先天性腎管芽腫（先天性中枢性腎腫）		告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請	告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請
40	白血病性細網内皮症（Hairy Cell Leukemia）		告示整理 「6：成熟を伴う急性骨髄性白血病」で申請	告示整理 「6：成熟を伴う急性骨髄性白血病」で申請
41	バーキット（Burkitt）リソバ腫		告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請	告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請
42	ノード・シユーラー・クリスチヤン（Hand-Schüller-Christian）病		告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請	告示整理 「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請
52	緑色腫		告示整理 近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになつたため	告示整理 近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになつたため
53	レッテラー・ジーべ（Letterer-Siwe）病			
54	H鎖病（α鎖病、γ鎖病、δ鎖病、ε鎖病）			

表1-2

大分類		細分類		対象基準	
				改定案	
1	白血病	1	前駆B細胞急性和/又は慢性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	2	成熟B細胞急性和/又は慢性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	3	T細胞急性和/又は慢性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	4	急性骨髓性白血病、最未分化	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	5	成熟を伴わない急性骨髓性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	6	成熟を伴う急性骨髓性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	7	急性前骨髓球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	8	急性骨髓单球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	9	急性单球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	10	急性赤白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	11	急性巨核芽球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	12	NK(ナチュラルキラー)細胞白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	13	慢性骨髓性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	14	慢性骨髓单球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	15	若年性骨髓单球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	16	1から15までに掲げるもののほか、白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
2	骨髓異形成症候群	17	骨髓異形成症候群	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象となりが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

表1-2（続き）

大分類		細分類	改定案	対象基準
3 リンパ腫	18 成熟B細胞リンパ腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
3 リンパ腫	19 未分化大細胞リンパ腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
3 リンパ腫	20 Bリンパ芽球性リンパ腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
3 リンパ腫	21 Tリンパ芽球性リンパ腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
3 リンパ腫	22 ホジキン（Hodgkin）リンパ腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
3 リンパ腫	23 18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
4 組織球症	24 ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
4 組織球症	25 血球食性リンパ組織球症	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
4 組織球症	26 24及び25に掲げるもののほか、組織球症	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	27 神経芽腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	28 神経節芽腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	29 網膜芽細胞腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	30 ウィルムス（Wilms）腫瘍／腎芽腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	31 腎明細胞肉腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	32 腎細胞癌	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	33 肝芽腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	34 肝細胞癌	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	35 骨肉腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	36 骨軟骨腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	37 軟骨肉腫	悪 A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	

表1-2 (続き)

	大分類	細分類	改定案	対象基準
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	38 軟骨芽細胞腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	39 惠性骨巨細胞腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	40 ユーリング (Ewing) 内腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	41 未分化神経外胚葉性腫瘍 (末梢性のものに限る。)	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	42 横紋筋肉腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	43 惠性ラブロイド腫瘍	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	44 未分化肉腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	45 緑維形成性小円形細胞腫瘍	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	46 緑維肉腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	47 滑膜肉腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	48 明細胞肉腫 (腫明細胞肉腫を除く。)	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	49 胞巣状軟部肉腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	50 平滑筋肉腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	51 脂肪肉腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	52 未分化环細胞腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	53 胎兒性癌	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	54 多胎芽腫	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	55 卵黄囊腫 (卵黄嚢腫瘍)	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	56 純毛癌	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	57 混合性胚細胞腫瘍	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	58 性索間質性腫瘍	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	59 副腎皮質癌	悪A	組織と部立が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	

表1-2 (続き)

大分類		細分類	改定案	対象基準
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	60 甲状腺癌	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	61 上咽頭癌	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	62 唾液腺癌	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	63 惡性黒色腫	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	64 褐色細胞腫	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	65 惡性胸腺腫	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	66 胸膜肺芽腫	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	67 気管支腫瘍	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	68 腋芽腫	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	69 27から68に掲げるもののほか、 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	悪 A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	70 毛様細胞性星細胞腫	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	71 ひまん性星細胞腫	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	72 退形成性星細胞腫	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	73 膜芽腫	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	74 上衣腫	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	75 乏突起神経膠腫 (乏突起膠腫)	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	76 隹芽腫	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
6 中枢神経系腫瘍	77 頭蓋咽頭腫	悪 B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であつても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	

表1-2（続き）

大分類		細分類	改定案	対象基準
6	中枢神経系腫瘍	78 松果体腫	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	79 脈絡叢乳頭腫	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	80 隹膜腫	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	81 下垂体腺腫	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	82 神経節膠腫	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	83 神経節腫（神経節細胞腫）	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	84 脊索腫	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	85 未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	86 異型奇形腫瘍／ラブトイド腫瘍（非定型奇形腫様ラブトイド腫瘍）	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	87 悪性神経鞘腫（悪性末梢神経鞘腫瘍）	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	88 神経鞘腫	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	89 奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	90 頭蓋内胚細胞腫瘍	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	91 70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍	悪B	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

表1-3

告示番号	日制度 告示疾患名	大分類	改定案
1 悪性カルチノイド		告示整理 「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請	細分類
2 悪性黒色腫	5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	63 悪性黒色腫	
3 悪性骨巨細胞腫	5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	39 悪性骨巨細胞腫	
4 悪性細胞癌症	告示整理 「25：血球貪食性リンパ組織球症」、「26：24及び25に掲げるもののほか、組織球症」などで申請		
5 悪性マクログロブリン血症	告示削除 近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになつたため		
6 悪性リンパ腫	3 リンパ腫	23 18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫	
7 アスキン腫瘍	告示整理 「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」で申請		
8 ウィルムス（Wilms）腫瘍	5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	30 ウィルムス（Wilms）腫瘍／腎芽腫	
9 下垂体腺腫	6 中枢神経系腫瘍	81 下垂体腺腫	
10 家族性赤血球貪食性細胞癌症	告示整理 「25：血球貪食性リンパ組織球症」で申請		
11 褐色細胞腫	5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	64 褐色細胞腫	
12 癌性腹膜炎	告示整理 原病となる疾患で申請		
13 奇形腫（頭蓋内外及び脊柱管内に限る。）	6 中枢神経系腫瘍	89 奇形腫（頭蓋内外及び脊柱管内に限る。）	
14 頭状息肉腫	告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請		
15 形質細胞腫	4 細胞球症	25 血球貪食性リンパ組織球症	
16 血球貪食性リンパ組織球症	告示整理 「24：ランゲルハンス（Langhans）細胞組織球症」で申請		
17 好酸球性肉芽腫	告示削除 近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになつたため		
18 骨髄腫	6 中枢神経系腫瘍	78 松果体腫	
19 松果体腫	5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	56 純毛膿	
20 純毛上皮腫	6 中枢神経系腫瘍	71 びまん性細胞腫	
21 神経膠腫	6 中枢神経系腫瘍	72 退形成性星細胞腫	
21 神経膠腫	6 中枢神経系腫瘍	73 膜芽腫	
21 神経膠腫	6 中枢神経系腫瘍	75 乏突起神経膠腫（乏突起膠腫）	
22 神経鞘腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	6 中枢神経系腫瘍	88 神経鞘腫	
23 神経上皮腫	告示整理 「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」、「86：未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢神経のものに限る。）」（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）」などで申請		
24 神経星細胞腫（頭蓋内外及び脊柱管内に限る。）	6 中枢神経系腫瘍	70 毛様細胞性星細胞腫	
24 神経星細胞腫（頭蓋内外及び脊柱管内に限る。）	6 中枢神経系腫瘍	82 神経節膠腫	
25 神経前細胞腫（頭蓋内外及び脊柱管内に限る。）	6 中枢神経系腫瘍	83 神経節腫（神経節細胞腫）	
26 腎明細胞肉腫（腫瘍）	5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	31 腎明細胞肉腫	
27 脾芽腫	5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	68 脾芽腫	
28 頸上皮腫	告示整理 「91：70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍」で申請		
29 頸膿腫	6 中枢神経系腫瘍	80 頸膜腫	
30 精上皮腫	告示整理 「52：未分化胚細胞腫」で申請		
31 脊索腫	6 中枢神経系腫瘍	84 脊索腫	
32 セカリ（Sizary）症候群	告示整理 「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請		
33 末血病	告示削除 近年は、使われなくなつた疾患名、疾患概念のため		
34 赤白血病	1 白血病	10 急性赤白血病	
35 先天性腎間葉芽腫（先天性中胚葉性腫瘍）	告示整理 「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請		

表1-3 (続き)

告示番号	日制度 告示疾患名	大分類			改定案 細分類
		6 中枢神経系腫瘍	6 中枢神経系腫瘍	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	
36	頭蓋咽頭腫				77 頭蓋咽頭腫
37	脳室上衣腫				74 上衣腫
38	肺芽腫				
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	66 前駆B細胞急性リンパ性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	1 成熟B細胞急性リンパ性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	2 成熟B細胞慢性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	3 T細胞急性リンパ性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	7 急性前骨髓球性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	8 急性骨髓单球性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	9 急性单球性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	11 急性巨核芽球性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	12 NK (ナチュラルキラー) 細胞白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	13 慢性骨髓性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
39	白血病	1 白血病	1 白血病	1 白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病
40	白血病性細網内皮症 (Hairy Cell Leukemia)	告示整理 [16 : 1から15までに掲げるもののほか、白血病]で申請			
41	バーキット (Burkitt)リンパ腫	告示整理 [18 : 成熟B細胞リンパ腫]で申請			
42	ハンド・シューラー・クリスチヤン (Hand-Schüller-Christian)病	告示整理 [24 : ランゲルハンス (Langhans) 細胞組織球症]で申請			
43	非白血病性細網内皮症 (組織球性骨髄様細網症)	4 組織球症	3 リンパ腫	3 リンパ腫	26 24及び25に掲げるもののほか、組織球症
44	非ホジキン (non-Hodgkin)リンパ腫		3 リンパ腫	3 リンパ腫	18 成熟B細胞リンパ腫
44	非ホジキン (non-Hodgkin)リンパ腫		3 リンパ腫	3 リンパ腫	19 未分化大細胞リンパ腫
44	非ホジキン (non-Hodgkin)リンパ腫		3 リンパ腫	3 リンパ腫	20 B細胞 (芽球生)リンパ腫
44	非ホジキン (non-Hodgkin)リンパ腫		3 リンパ腫	3 リンパ腫	21 Tリンパ (芽球生)リンパ腫
44	非ホジキン (non-Hodgkin)リンパ腫		3 リンパ腫	3 リンパ腫	23 18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫
45	ホジキン (Hodgkin)病		3 リンパ腫	3 リンパ腫	22 ホジキン (Hodgkin) リンパ腫
46	未梢性神経外胚葉腫瘍	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	41 未分化神経外胚葉性腫瘍 (未梢性のものに限る。)
47	未分化胚細胞腫 (卵巣精上皮腫)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	52 未分化胚細胞腫
48	脈絡叢乳頭腫	6 中枢神経系腫瘍	6 中枢神経系腫瘍	6 中枢神経系腫瘍	79 脈絡叢乳頭腫
49	ユーペング (Ewing)肉腫	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	40 ユーペング (Ewing) 肉腫
50	コアドライド腫瘍 (肉腫) (悪性ラブドイド腫瘍)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	43 悪性ラブドイド腫瘍
51	ランゲルハンス (細胞) 紡錐球症 (Histiocytosis X)	4 組織球症	4 組織球症	4 ランゲルハンス (Langhans) 細胞組織球症	24 告示整理 [26 : ランゲルハンス (Langhans) 細胞組織球症]で申請
52	緑色腫				
53	レッテラー・ジーべ (Letterer-Siwe)病				
54	H鉄病 (α 鉄病、Y鉄病、 β 鉄病、 μ 鉄病)				
	告示削除 近年にわたり少陰では発症しない疾患と考えられるようになつたため				

表1-3（続き）